



### むし歯のない子の紹介

#### 3歳児健診にて

(1月14日実施)

- ①むし歯をつくらないように日頃気をつけていることは?
- ②わが子の自慢できることは?

**鈴木 陽翔ちゃん(富野)**

- ①フッ素を歯医者さんで塗ってもらっている
- ②笑顔



**片山 謙心ちゃん(富野)**

- ①仕上げみがきをしっかりとしている
- ②元氣いっぱい笑顔



- ①毎晩の仕上げみがき
- ②妹思いで優しいところ

**田中 結菜ちゃん(豊島)**



**野上 昊与ちゃん(下高根)**

- ①寝る前の歯みがきはていねいに!
- ②がんこだけど芯がしっかりしているところ



6月4日〜6月10日は「歯の衛生週間」となっています。「広げよう『歯む』から始まる健康づくり」  
大人も子どもも良く噛んで食べるよう心がけましょう。

### 女性の健康相談のお知らせ

五所川原保健所では「女性の健康相談」として、思春期から更年期までの女性の心身の健康に関する相談、妊娠・避妊・不妊に関する相談等を行っておりますので、お気軽にご利用ください。

#### ◆相談日

毎月1回 第4水曜日  
(9月・12月は第3水曜日)

#### ◆場所：五所川原保健所

☎(34)2108

※相談日以外でも随時、来所や電話での相談を受け付けております。

### 食中毒に

#### 注意しましょう

じめじめした季節は、家庭内で食中毒の発生が高まります。食中毒は、細菌やウイルス、有毒物によっておこります。その中でも、ノロウイルス、サルモネラ属菌、カンピロバクター、腸炎ビブリオなどの細菌やウイルスには注意が必要です。清潔・新鮮・加熱に注意することで、食中毒を防ぐことができます。

食中毒の原因菌、ウイルスを「つけない・増やさない・殺す」が食中毒予防の3原則です。

### よい歯のニシアソンテストのお知らせ

対象は、満60歳以上の青森県民の方。ただし、過去に本コンテストで、優秀賞または8020認定者として受賞された方は除きます。

この機会に、歯に自信がある方は、どうぞご応募ください。自薦・他薦は問いません。くわしくは保健センターまで。

#### ★お問合せ先

中里保健センター

☎(57)3920

小泊保健センター

☎(64)3748

### 予防接種について

予防接種は、お子さんの体調がよい時に予防接種するようお願いいたします。また、持病等があり、かかりつけ医での予防接種を希望する際は、必ず保健センターに連絡及び来所していただきますようお願いいたします。

なお、連絡なく接種をした場合は、全額自己負担となります。

#### ■連絡先

中里保健センター

☎(57)3920

小泊保健センター

☎(64)3748

### 「いのちの電話」フリーダイヤル開設について

6月1日から毎月1日、正午から夜9時までフリーダイヤルで電話相談を受け付けています。なお、従来どおりの電話相談も行っています。一人で悩まず、まずは相談してみませんか?

#### ■実施日

毎月1日 正午から夜9時まで

#### ■フリーダイヤル

☎ 0120-063-556

#### ■その他

青森県内からの発信電話のみ受信するシステムです

#### ■連絡先：あおもりのいのちの電話事務局

TEL 0172-38-4343

FAX 0172-38-5355

# 博物館から のお知らせ VOL.12

## ◆大沢内溜池ナラ巨木、 町天然記念物に指定！



町教育委員会(古川政昭委員長)は、町文化財審議会(村越潔会長)が答申を行った「大沢内溜池ナラの木」について、このほど町天然記念物に指定しました。大川幹夫さん(大沢内)が所有する同木は、樹高約25m、幹周は5m近くに達し、同種のものとしては県内最大クラスの巨木であるなどの理由から指定となりました。町文化財としては38件目、天然記念物としては「般若寺イチョウ(富野)」「舩岩(小泊)」に次いで3件目の指定となります。



## 中泊石碑ものがたり #2

### 下之切通(終点碑(平成12年) 十三湖岸公園にある碑



津軽半島を南北に縦断する下之切通は、藤崎・浪岡方面と終点小泊を結ぶ古道である。「小泊道」「山根通」「中通」とも称した。街道沿いには藤崎城・原子城・飯詰城・中里城・唐川城・柴崎城など数多くの中世城館や、板碑・五輪塔・宝篋印塔などの古碑が所在することから、実質的な成立は中世以前に遡ると推定される。

弘前藩が元禄七年(一六九四)に実施した道程検地の成果「御国中道程之図」によれば、羽州街道添いの葛野村(藤崎)ならびに銀村(浪岡)両村を起点として、持籠沢村(五所川原)で合流以降原子村・神山村・金山村・飯詰村(以上五所川原)を経て、中柏木村よりそれぞれ嘉瀬村・喜良市村を通過する二経路に分かれ、金木村で再び合流し、川倉村(以上金木)・深郷田村・漆

新田村(現在の派立地区)を経て中里村に至る。中里村からは森合村(現在の平山地区)・尾別村・上高根村・下高根村・薄市村・今泉村(以上中里)、十三湖畔から山手に入り相内村・磯松村・脇元村を経て、終点小泊村に至る十七里七町一間(約67.5km)のルートである。

なお脇元からは、下小坂―登小坂―下小坂―登中坂―下小坂―砂路―石路―登大坂―石路―下大坂―石路―登小坂―登大坂―下大坂を経てようやく小泊となっており、小泊への道のりかなりの難所であった様子がかがわれる。

下之切通は、幕府巡見使や弘前藩主の視察にたびたび利用された重要幹線であるとともに、菅江真澄『外浜奇勝』『瀬辞貴廻波末』・木村謙次『北行日記』・吉田松陰『東北遊日記』・岡本青鷲(中通)といった紀行家や文人などが往来し、各人によって治道の様子が克明に記録されている。



終点の碑(すくすくこども館)

## 枯草等の焼却には届出を！

# なかどまり 119

- 枯草等を焼却する場合は、消防署に「火災とまぎらわしい煙又は、火災を発生させるおそれのある行為の届出書」という様式に必要事項を記載し、提出することが火災予防条例で定められています。これは、焼却する行為を消防署が許可するものではなく、消防署が火災と間違わないようにあらかじめ、把握しておくために義務づけられたものです。
- 1、見張り人を配置し、消火の準備をしてください。なお、強風時等の場合は、その行為を延期または中止してください。
  - 2、長時間、広範囲にわたる場合は、「開始時」及び「消火を確認した時点」で消防署に連絡してください。
  - 3、届出箇所の範囲外に、延焼拡大のおそれがある場合は速やかに、「119番」または、当消防署へ通報してください。
  - 4、煙または火災等が付近住民へ影響を与えた場合は、縮小または中止する等の必要な措置を講じてください。
  - 5、届出箇所の付近住民から消防機関へ通報があった場合、その通報内容と場所が特定できない場合、緊急走行で現場へ出動する場合があります。また、現場到着時、延焼拡大の危険が大とみなした場合は、消防隊により消火作業を実施します。
- 届出書の様式等は消防署にありますのでお気軽においでください。

様式第12号(第13条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火災を発生させるおそれのある行為の届出書

年 月 日

五所川原地区消防事務組合 消防署長 殿

届出者 住 所 (電話) 氏 名

発生予定日時	自 至
発生場所	
燃焼物品名及び数量	
目的	
その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。  
4 ※印欄は、記入しないこと。